**別表**

**30年を経過した特定歴史公文書等に記録されている個人情報について**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 特定歴史公文書等に記録されている情報 | 一定の期間（目安） | 該当する可能性のある情報の類型の例（参考） |
| 個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの | 50年 | ア　学歴又は職歴イ　財産又は所得ウ　採用、選考又は任免エ　勤務評定又は服務オ　人事記録 |
| 重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人の権利利益を害するおそれがあると認められるもの | 80年 | ア　国籍、人種又は民族イ　家族、親族又は婚姻ウ　信仰エ　思想オ　伝染性の疾病、身体の障害その他の健康状態カ　刑法等の犯罪歴（罰金以下の刑） |
| 重要な個人情報であって、一定の期間は、当該情報を公にすることにより、当該個人又はその遺族の権利利益を害するおそれがあると認められるもの | 110年を超える適切な年 | ア　刑法等の犯罪歴（拘禁刑以上の刑）イ　重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態 |
| （備考）１ 「一定の期間」とは、個人の権利利益を害するおそれがあるかについて検討を行う期間の目安を参考として示したものである。本期間の起算日は、当該情報が記録されている特定歴史公文書等が作成又は取得された日の属する年度の翌年度の４月１日とする。２ 「該当する可能性のある情報の類型の例」とは、この表の左欄にいう「個人情報」又は「重要な個人情報」にそれぞれ該当する可能性のある一般的な情報の類型を例示したものであって、特定歴史公文書等に記録されている情報がこの表のいずれに該当するかについては、当該情報の具体的性質、当該情報が記録された当時の状況等を総合的に勘案して個別に判断するものとする。３ 「刑法等の犯罪歴」には、犯罪の被害者の情報を含み、「刑法等の犯罪歴（拘禁刑以上の刑）」の「一定の期間」は110年を目途とする。４ 「拘禁刑以上の刑」には、刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）第２条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑を含む。５ 「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」についての判断に当たっては、疾病の程度、医療の状況及び疾病に対する社会の受け止め方等を考慮し、「一定の期間」は140 年を目途とする。 |